

丑三月十七日辰刻、頼經將軍三崎の磯山御遊覽のため出御し給ふ、相州武州をはじめ御共する、かの前司御船をもよほし、海上にて管絃詠歌あり、佐原三郎左衛門尉遊女を相ともなひ、一葉にさほさし、さんかうする事、玄かも興あらずと云事なし、およそ山陰のけいすう、海山の眺望、比類有べからずとほめさせ給ひ、同十九日に還御也。同二年庚寅三月十九日、將軍家三崎磯山の花ざかり御遊覽のため、武州六浦の津より御舟にめされ、海上にて管絃あり、若宮の兒童等を召れ、船中にて詩歌を詠じ、連歌をつらね給ふ、相州武州以下参らる、よつて領主駿河前司ことなる御まうけ、善盡し美つくさすと云事なし、

〔太閤記十六〕醍醐の花見

夫惟白髮は貴賤を不分、月は雲を不除、花は風を不厭、死は時を期せぬ習目前なり、いざ此春は北政所秀吉妻に醍醐の花を見せしめ、環堵の室を出でやらぬ女共にも、いみじき春に合せ、胸のかすみをはらし、一榮一樂に世を忘せんと思ひ寄しなり、いかゞ有べきと、徳善院玄以に仰談せられし時、尤宜しき御催にておはしまさんと申上しかば、御氣色なり、さらば、其のあらましをはやく政所へ告侍りて、あまたの日數を樂しましめんとて、尼幸藏主をもつて仰せられしかば、三月十五日（慶長三年）醍醐の花見を催され候はん、政所殿も見物あるべきよし申候へと宣ふにより、則幸藏主まいり侍りてかくと申上しかば、一入めづらしき事なるべしと、御うれしさのあまりに御文をもつて仰上らる。

〔駒井日記〕文祿三年二月廿九日、吉野、一大閣様御假屋形ニ而御歌之御會有之、二月晦日、吉野御花有之、三月朔日、吉野御能有之、三月二日、從吉野大閣様高野に御參詣、

〔太閤記十六〕吉野花御見物の事

文祿三年甲午二月廿五日、吉野の花御覽あるべきとて、大坂を立出させ給ふ、秀吉公例の作り鬚に